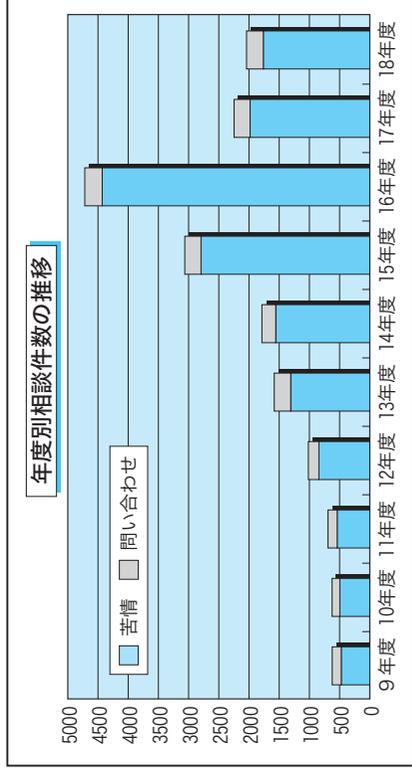


9月2007
No.124

平成19年9月15日
佐倉市
消費生活センター
TEL 043-483-3010
消費者問題のご相談は
TEL 043-483-4999

表1 年度別相談受付件数

	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
苦情	473	496	540	843	1,309	1,557	2,794	4,430	1982	1763
問い合わせ	149	128	152	174	273	229	269	289	265	278
合計	622	624	692	1,017	1,582	1,786	3,063	4,719	2,247	2,041



平成十八年度佐倉市 消費生活相談の概要

佐倉市では、市民の方が消費者として商品やサービスの購入・契約などでセー
ルスマンや事業者とのトラブル・被害についての苦情を消費者保護の立場からの相談とその他消費生活に関

する相談を行っております。相談は、相談者が電話あるいは消費生活センターへ来られて相談いたします。平成18年度の相談件数は、表1とグラフのとおりです。前年度に比較すると数字のうえからは、

表2 男女別・年齢別相談件数

年代	平成18年度		平成17年度		計
	男	女	男	女	
20歳未満	54	31	65	29	94
20歳代	149	131	175	197	372
30歳代	177	186	213	192	405
40歳代	138	175	143	163	306
50歳代	123	200	126	216	342
60歳代	140	139	174	138	312
70歳代	113	127	240	155	270
その他・不明	32	23	155	30	146
計	926	1,012	2,041	1,108	2,247

計数が合わないのは、団体件数・男女不明を含むため。

表3 相談者職業別

項目	平成18年度	平成17年度
給与生活者	785	822
自営・自由業	52	58
家事従事者	573	664
学生	97	142
無職	391	403
団体	74	76
その他・不明	69	82
計	2,041	2,247

請求の手口は、悪質で巧妙になっています。

なお、千葉県全体の相談件数は、平成17年度は52,482件(苦情48,502件、問合せ3,980件)・平成18年度は47,339件(苦情43,702件、問合せ3,637件)です。

佐倉市の男女別・年齢別の相談件数は表2のとおりです。この表をみますと、20歳代から各年代とも大差はありませんが、年代が40、50歳代女性の相談件数が男性より多く、また他の年代より男女差があります。表3は、相談者の職業別です。

佐倉市消費者団体連絡協議会の活動



協議会主催 マイエコバック手作り

佐倉市消費者団体連絡協議会は、より賢い消費者となるため自主的に組織され、消費生活に関する知識の普及及び情報の提供等の啓発活動を行う団体が加入しています。

現在3団体（劇団さくら・環境浄化を進める土の会・生

活クラブ生活協同組合）で構成され、日頃各団体の活動しながら市民への啓発活動しております。

写真は、最近マスコミ等でスーパー等のレジ袋が年間300億枚以上使われ、家庭からでるごみに占めている割合

が少なくないことが問題になっていますので協議会が省エネ・省資源の観点からごみを減らすことを目的に、「こうほう佐倉」等で募集し、ミレニアムセンター佐倉調理室で親子エコ教室「マイエコバック手作り」を開催しました。

協議会では、市内の消費者団体で協議会の趣旨を理解し加入していただける団体を募集しております。

問い合わせ

消費生活センター

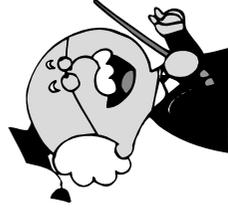
☎483-3010

出前講座を活用してください！

出前講座とは、市内在住の概ね10人以上の方より、消費者問題について消費生活センターの消費生活専門相談員より講座を開いてほしいとの申し出があれば指定された会場に相談員が向いて講座を行う事業です。講座の内容は開催する方が指定できます。

18年度の開催回数は15回で参加者数は840人です。

会場として各公民館・近くの集会所・コミュニティーセンターなどです。講座の主な内容は、悪質リフォーム・悪質商法・消費者問題などでした。

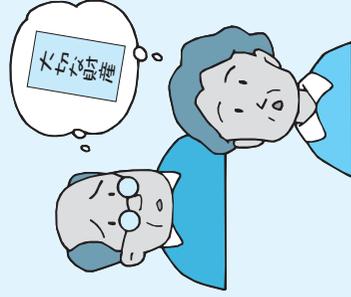


高齢者は、狙われています！

佐倉市内でも、高齢者の方などを狙った悪質な被害が起きております。

悪質業者は、言葉巧みに近寄り信用させて、年金・貯蓄などの大切な財産を狙っています。高齢者は、日中家に一人にいることが多いため訪問販売や電話勧誘販売の被害が多いです。

被害をくい止めるには、高齢者自身が気をつけることも大切ですが、家族や周りの人々が高齢者の様子を気をつけておくことが重要です。もし、被害に遭ったら消費生活センターに相談しましょう！



消費生活セミナー開催のお知らせ

自立した消費者の育成、消費生活の安定向上のためおこなっています。「消費生活セミナー」の11、12月開催の内容が決まりましたので、是非ご参加ください。

- 1回目 11月17日(土)
 — 「金融商品」に飛びこむ前にリスクを理解して！—
 豊かさを求めて広告やセールストークでリスクのある「金融商品」に飛びこむことは危険です。
- 2回目 12月15日(土)
 — 消費者トラブルから学ぼう！—
 理解できない「金融商品」は買わないことが一番ですが……どんな場合にトラブルが生じているか学ぶことも自衛です。
- ・講師 金融消費者問題研究所 所長 楠本 くに代 氏
 - ・会場 ミレニアムセンター 佐倉 4階会議室
 - ・定員 各回50名(先着順)
 - ・受講料 無料(1つの受講も可)
 - ・時間 いずれも午後1時30分～3時30分

※申し込み、問い合わせは、消費生活センター
 ☎483-3010

食品についていろいろなるマーク

JAS マーク	農林水産大臣が決めた「日本農林規格 (JAS規格)」の基準に合格した製品についているマークです。 例 缶詰、果実飲料、ソース、ソーセージなどの加工品		厚生労働大臣が許可した、乳幼児用、妊産婦用、病者用などといった特別の用途に適すること が認められた食品につけられるマークです。 例 減塩しょうゆ、糖尿病食調 整食品	
特定 JAS マーク	JASマークのうち、特別な生産方法や特色のある原材料で作られた食品につけられるマークです。 例 熟成ハム・ソーセージなど		厚生労働大臣が許可した、血圧を下げる、おなかの調子を整えるなどの特定の保健の目的が期待できる食品につけられるマークです。 例 ヨーグルト、乳酸菌飲料	
有機 JAS マーク	JASマークのうち、化学肥料や農薬を原則として使わずに栽培した農産物やその加工食品につけられるマークです。 例 野菜、米、茶など		千葉県が認めた「ちばエコ農産物 (化学合成農薬と化学肥料の使用を通常栽培の1/2以下に減らして栽培)」についています。	
生産情報 公表 JAS マーク	JASマークのうち、「誰が、どこで、どのように生産したか」など生産情報が確認できる食品につけられるマークです。			

未公開株

もつかる話にご用心

【相談概要】

数年前から外国為替証拠金取引などの勧誘電話があったが、そのつど断っていた。9ヶ月前、業者が「電話でおなじみの〇〇です」と来訪、以前に電話で話したことがあるので居間に通した。担当者は、「半年後に上場する未公開株がある。上場すると二倍以上に値上りする、上場したらすぐ証券会社で換金できる」と説明され、IT関連会社の未公開株70株を70万円で契約した。株券は受領したが名義人は第三者になっている。いつまで待っても株は上場されないで返金してもらいたい。(80歳女性)

【処理概要】

相談者へ契約の経緯と解約・返金を内容証明郵便で申し出るよう助言しました。センターより業者に証券業の登

録がないことを指摘したところ、業者は営業目的ではないので契約は有効と主張を譲りませんでした。センターは相談者が投資組合の入会手続きはしていないことを粘り強く交渉しました。業者は問題点を認め手数料を除き50万円を長期分割払いで返還するとの対応を示しましたが、相談者は長期間の返済は不安と一括返済を強く希望され、4ヶ月後に契約金額の50%35万円が返金されました。

●未公開株とは？

未公開株とは証券取引所などに上場していない株のことです。上場していないということは、その企業の関係者以外に株が出回ることはなく、もし買ったとしても売りたいときに売れるというものではありません。

未公開株は通常「譲渡制限」

が付いていて、発行会社の取締役会の承認を受けなければ名義を変更することはできません。株券の名義が自分に変更されなければ、株式発行会社から株主として認められません。

●株はどこから買うの？

事業者が株を売買する場合は、法律で証券業登録が義務づけられています。登録業者は会社名に「証券」という文字を入れなければなりません。

法律上、登録のない会社は営業目的で株を売ることではできませんが、投資事業有限責任組合や匿名組合が関係者へ譲渡する形を利用して売買する例も見受けられます。金融商品取引法では、このような組合形式の株販売も規制の対象になります。

●金融商品取引法とは？

証券業法や、金融先物取引

法、抵当証券業規制法、投資顧問業法などの個別法を統合し、金融商品取引法として平成19年9月30日に施行されます。

「有価証券」「デリバティブ取引」の範囲を拡大するなど、様々な金融商品に関する法規制の新たな枠組みができました。

他者から出資を募り、その資金で事業や投資を行ない配当を出資者に配分するしくみを「集団投資スキーム」として包括的に定義し、従来法規制のなかつたいわゆるすぎ間取引も新たに規制対象になりました。

金融商品取引法は、個人の金融商品取引について販売・勧誘ルール（行為規制）を定めています。

○利益の見込みについて、著しく事実と違う表示、誤解を与える表示の広告は禁止されています。

○損失の可能性がある金融商品は、契約前に「損失が生じることになるおそれ」や「損失の額が、投資した金額を上回ることになるおそ

れ」について説明した書面の交付義務があります。なお、その書面に金融商品取引業の登録番号を記載することになっています。

- 顧客に対し、事実でないことを告げる行為、不確実な事項を確実であると誤解させるような説明をして勧誘する行為は禁止されています。
- 適合性の原則により、金融知識の度合いや財産の状況に応じた金融商品を勧めなければなりません。

消費者へのアドバイス

取引のしくみが複雑でリスクの高い投資商品が市場に回っています。金融商品の特性や取引のしくみが明解に理解できない金融商品は契約しない方がよいでしょう。電話勧誘には、くれぐれも注意しましょう。

大学生の間にも、未公開株トラブルが増加しています。トラブルにあつたら、消費生活センターにご相談下さい。

消費生活専門相談員

今井 聖子